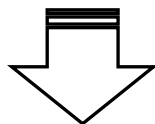
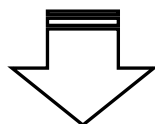


## 今後の受動喫煙防止対策の内容について

- 平成 27 年 2 月に「やまがた受動喫煙防止宣言」を制定し、受動喫煙防止の県民運動を展開



- 「宣言」による取組み検証
  - ・ 学校など子どもが主に利用する施設及び医療機関は敷地内禁煙とし、社会福祉施設など公共性の高い施設は少なくとも建物内禁煙にするという目標は、概ね達成
  - ・ 県民の皆さんの受動喫煙に関する理解が深まり、一定程度の成果や意識の醸成が図られる
- 「宣言実行委員会」からの意見（平成 30 年 5 月 16 日開催第 7 回委員会）
  - ・ 子どもの受動喫煙防止を図る取組みの強化や、飲食店、職場などでは更なる取組みが必要
  - ・ 受動喫煙防止対策を県民の総意として着実かつ効果的に進めていくための手段の一つとして、条例の制定を検討してはどうか

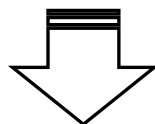


- 受動喫煙防止対策の強化を盛り込んだ「改正健康増進法」の公布  
(平成 30 年 7 月 25 日)



- 今後の受動喫煙防止対策の方向性

- ◇ 「宣言」の成果を活かした次の段階の新たな取組み（子どもの受動喫煙防止や職場、飲食店などでの受動喫煙防止対策の取組みの強化）を検討



- ・ 改正健康増進法に加えて、次の段階の新たな取組みとなる推進策を定め、受動喫煙防止対策を効果的に推進